

食 第 3001号

平成29年12月14日

食品衛生関係業界団体 各位

大阪府健康医療部食の安全推進課長

大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例等の一部改正について（通知・依頼）

日頃から、本府食品衛生行政の推進に御理解、御協力を頂き誠にありがとうございます。

大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪府条例第90号）及び大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年大阪府規則第108号）が平成29年11月13日に公布されました。これにより、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号。以下「条例」という。）及び大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則（昭和60年大阪府規則第8号）の一部が同日に改正されましたのでお知らせします。また、条例は、その一部が平成30年4月1日に再度改正されることとなっていますので併せてお知らせします。

本改正の内容は、同封の資料のとおりです。また、本府ホームページ※では、当該資料を掲載するとともに、本改正内容の詳細を説明していますので御参照ください。

つきましては、貴団体傘下関係者の皆様に対し、本改正について周知していただきますようお願いいたします。

※ 大阪府ホームページ「条例等の改正によるふぐの規制の変更」

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/hugu/joreikaisei2911.html>

問合せ先

大阪府健康医療部食の安全推進課食品安全グループ

電話 06-6944-6705（直通）